指定公共機関の追加指定について

「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び 国民の安全の確保に関する法律」に基づく指定公共機関として 「広域的運営推進機関」を指定した。

武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成15年法律第79号)においては、指定公共機関として、政令で、独立行政法人、日本銀行、電気、ガス、輸送、通信等を営む法人を指定することとしております。

指定公共機関は、国等と相互に協力し、武力攻撃事態等への対処に関し、その 業務について、必要な措置を実施する責務を有しております。

この度、東日本大震災の経験を踏まえ、電気事業法(昭和39年法律第170号)が改正され(平成27年4月1日施行)、平常時・緊急時に全国規模での需給調整機能等を果たす機関として、広域的運営推進機関が創設されることとなったことから、本機関を指定公共機関として指定*することとしました。

※「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」(本日閣議決定、4月1日施行)

【本件連絡先】内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付 内閣参事官 加藤 雅広 電話 03-3581-8923